

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

規制の名称：上限2万円規制に係る規律の見直し

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 料金サービス課

評価実施時期：令和 5 年 9 月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

通信料金と端末代金の完全分離は、通信料金収入を原資とする過度の端末値引き等の誘引に頼った競争慣行を2年を目途に根絶し、通信市場・端末市場の双方の市場における競争をより働かせることを目指して導入されたものである。

通信料金と端末代金の完全分離に係る方策の一つとして導入された上限2万円規制（通信サービスと端末のセット販売を行う際の利益の提供額を2万円（税抜）と定めた規制）については、その導入後の一定期間は、規制の導入効果が現れていた。しかし、スイッチングコストが低減し、事業者乗換えの容易さが増す中で、端末の購入等をするのみを条件とすることで上限2万円規制の対象外となる端末値引き（以下「白ロム割」という。）が始まったことで再び「1円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになった。

その結果、端末の単体での販売を拒否することで実質的に2万円を超える利益の提供を行うといった違法行為が発生するとともに、いわゆる「転売ヤー」が跋扈する等の不健全な事象も発生している。このため、見直しを実施しない場合には、料金・サービス本位の競争が十分に進展しない可能性がある。

以上のような状況をベースラインとする。

※ 通信市場は大手携帯電話事業者（MNO）3社の寡占的な市場となっている（MNOから設備を借りて携帯電話サービスを提供する事業者（MVNO）のシェアは、14.3%（令和5年3月末時点））。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題、課題発生の原因】

②のとおり、通信サービスと端末のセット販売に係る「白ロム割」に規制がない状況が課題発生の原因である。

【課題解決手段の検討】

②の状況を是正させるため、その原因となっている通信サービスと端末のセット販売に係る

「白ロム割」を利益の提供の上限額の範囲に含める「規制」手段を選択した。

【規制の内容】

その上限額については、平均的な利用者 1 人の通信料収入から得られることが期待される利益を最新のデータ（ARPU の 3 年平均、営業利益率の 3 年平均、端末の 3 年平均使用年数）から算出して得られた数値に基づき、原則 4 万円とする。ただし、対照価格（割引の基点となる価格）が 4 万円から 8 万円までの場合にあっては対照価格の 50%、4 万円以下にあっては 2 万円を上限額とする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

- ・ 携帯電話事業者は、今回の見直しに沿ったサービス設計をすることが求められるが、既存のサービス設計の枠組みの中で対応することが可能であると推測され、見直し後の規律に係る追加的な遵守費用は発生しないと想定される。

（行政費用について）

- ・ 総務省は、携帯電話事業者による新たな規律違反を是正する必要があるが生じるが、現在も携帯電話事業者において不適切な行為があった場合は指導等を行っており、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないと考える。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

一定の範囲の電気通信事業者等に対して電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供を禁止することを通じて事業者間競争が促進される結果、料金・サービス本位の競争が進展し、利用者が低廉で優れたサービスを楽しむことが可能となるという影響が生じることが期待される。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「競争ルールの検証に関する報告書 2023」（令和5年9月 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG）（※）において、現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含まれない通信サービスと端末のセット販売に際して行われる「白ロム割」については、上限額の範囲に含めることが必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の見直しを行うものである。

※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集（令和5年6月23日から同年7月24日まで）を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。上記報告書や意見募集の結果については、以下URLを参照。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000887.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この見直しから少なくとも 3 年を経過するまでの間に、その施行状況について検討を開始することを踏まえ、施行から 5 年以内に事後評価を実施することを想定している。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

電気通信事業者間の適正な競争環境が実現しているかどうか評価するために、規制の対象となる電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金その他の提供条件・当該電気通信事業者の利用者数のシェア等の状況を確認する。